

## 令和4年度第4回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 時	令和5年3月23日（木） 午後1：30～3：00
場 所	山梨県水産会館 会議室
議 事	<p>諮問事項</p> <p>1 山梨中央漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      2 峡東漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      3 富士川漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      4 早川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      5 小菅村漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      6 都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      7 西湖漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則変更について      8 精進湖漁業協同組合内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則変更について</p> <p>協議事項</p> <p>1 琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示について</p> <p>報告事項</p> <p>1 漁場計画素案について      2 漁業協同組合における令和4年度の増殖実績について      3 オオクチバス漁業に係る令和4年度の増殖実績について</p>
委 員	宮崎会長、萩原委員、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、古屋委員、青木委員、湯本委員 計9名
事 務 局	小林事務局長（食糧花き水産課 課長）伊藤事務局次長（食糧花き水産課課長補佐）、河野書記（食糧花き水産課課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、中江書記（食糧花き水産課 主任）
オブザーバー	水産技術センター 近藤所長
傍聴者	2名

## 委員会の概要

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

### 【諮問事項】

#### ○遊漁規則の変更に関する諮問

1から8について、事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

#### <協議の内容>

- 1 山梨中央漁業協同組合内共第2号の遊漁規則の変更  
遊漁の制限
- 2 島東漁業協同組合内共第3号  
遊漁についての制限及び遊漁料の額及び納付の方法の変更
- 3 富士川漁業協同組合内共第4号  
遊漁の制限
- 4 早川漁業協同組合内共第5号  
遊漁料納付方法の変更（電子遊漁券の導入と納付の方法）
- 5 小菅村漁業協同組合内共第7号  
遊漁料金の変更
- 6 都留漁業協同組合内共第9号  
遊漁の制限
- 7 西湖漁業協同組合内共第15号  
遊漁の制限及び年間券の料金改定
- 8 精進湖漁業協同組合内共第16号  
遊漁料金の変更

#### <事務局案>

- ・8漁協の遊漁規則の改正については、特に意見なしとしたい。

#### (事務局案の理由)

- ・漁業法第百七十三条第五項により、遊漁規則の内容が「遊漁を不当に制限するものでないこと」「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の2項目に該当するときは、認可をしなければならない』と規定されており、この2項目に該当すると考えられるため。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

簡単にいうと、7件はネットを使うということと料金をあげるということで、内規にそわない漁協が2件あるけど、妥当な理由があるから認めるということ。西湖は、ブルーギルを増やしてはいけないのでと、クニマスを守るといった理由で、むしろやっていただきたいところ。とここらへんは問題ないと思います。富士川漁協の若者の釣り人が減少しているためと書かれていて、あゆのほうでルアーを排除するとあります。

今、若者の間では、ルアーは流行っているのですか。

(事務局)

流行りはじめています。かなり、流行っている状況です。

(会長)

一方では、うぐい・あまご・いわな・にじますは、竿釣りだけなのでしょうか。

(事務局)

うぐい・あまご・いわな・にじますの中には、ルアー釣りを含んでいます。

あゆの場合、他の漁協もそうですけど、竿釣りのうちとも釣り、とも釣りのうちさくり、ころがし、と釣り方をどこの漁協さんも限定しています。他の魚種に関しては、竿釣りの中にすべての漁法を含んでいます。

(会長)

竿釣りに書いてしまうとルアーも入るから、ルアーを除くという表現になるのでしょうか。ルアー禁止と書いてしまったほうが良いかと思います。そのほうがはっきりだめだとわかるような気がしますが、こういうやり方でいつもやっているということですか。

(事務局)

表現については、あゆの漁協さんの集まりの時に一度話させていただきましたが、現行はどの漁協も竿釣りのうちとも釣り、竿釣りのうちさくり、ころがしといった限定した書き方で、ルアーはどこで読み込めるのかと釣り人からよく問い合わせがあります。それは、漁協によって考え方方が違うので、基本的には生きたものを使うが、疑似餌でも良いと認めてくれる漁協もあり、それは漁協ごとにまちまちになっていて、遊漁者にわかりにくい状況だったので、ルアーをやらせたくない場合は、ルアーを除く、ルアーをやらせたい場合は、ルアー釣りと追加したらどうかと、会議の中で提案する中で出てきた遊漁規則改正案です。

(会長)

ここは良いとしても、ルアーが良いあれば良いと書いておいたほうが。富士川はルアーはOKと書くわけですよね。他の漁協、目を通してないが、ルアーが良いときは、ルアーは可と書いておいたほうが。

(事務局)

例えば、峠東漁協は、すでに遊漁規則の中にあゆはルアー釣りという情報が書かれています。

(会長)

都留の、やまめ・いわな・にじますの、区間を一致させるという話ですが、この表を見ると、やまめ・いわな・にじます漁業、解禁日の午前5時から9月30日までと書い

てありますが、解禁日はいつになりますか。

(事務局)

組合によってまちまちです。都留は、3月1日だったと。

(会長)

解禁日を書いておいたほうが良いのではないでしょか。

(事務局)

組合によっては、遊漁規則で解禁日をしっかり決めているところと、理事会で解禁日を決定する漁協があります。規則上、こういう書き方しかできないところもあります。

(会長)

私としては、解禁日を書いておいたほうが、文書としてはっきりわかると思う。そちら辺が少し気になっただけであとは、3件くらいは質問があつただけで、あとは、事務局のほうで適切に判断しているから良いかと思います。いかがでしょか。

(委員)

異議ありません。

(委員)

異議なし。

(会長)

よろしいでしょか。事務局は、答申に関する事務手続きをお願いします。

## ● 8 漁協の遊漁規則の改正については、「異存なし」として答申することが決定された。

### 【協議事項】

○琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示について  
事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

#### <協議の内容>

- ・琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示について。

#### <事務局案>

- ・引き続き継続することとし、その期間は1年間とする。

#### (事務局案の理由)

- ・今後も完全駆除に向けた効率的な駆除及び密放流防止対策を講じる必要がある。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

委員会指示の条文の中で、再び放流してはならないという文言がありますが、他の外来魚の場合には、生きたまま持ち出してはならないというのが含まれていたと思いますが、これを入れたほうが良いのではないでしょか。

(事務局)

生きたまま持ち出してはいけないというのは、外来生物法のほうで、持ち出しが禁止

されている状況の中で、委員会指示のほうでは入れていない状況です。

(会長)

特定外来生物は、持ち出してはいけないというのは、当たり前なので、書いてない、ということですか。

(事務局)

かつては、山梨県の委員会指示では出していたが、外来生物法ができたことによる、その後の整理の中で外したと認識しているので、資料を確認してお答えしますし、同じ考え方では、再び放してはならない、という委員会指示の中に、持ち出してはならないというのを追加したらどうかというのには、やはり外来生物法があるというのが前提なので、こういうふうにしたいと事務局では思っています。

(会長)

特定外来種を知らない人がいたら困るなと思いますが。慣例に従って。

ここで言いたいのは、キャッチアンドリリースのためだと思うので。

(事務局)

外来生物法では、キャッチアンドリリースは特に制限されていないので。

(委員)

一般の人がそれでわかるのか、外来生物法でこうなっているってわからない、もしかすれば、そこに但し書きみたいな形で、外来生物法による、生きたままの持ち出しは禁止されています。とか、入れてもいいかもしれないです。

(会長)

事務局で御検討いただけますか。

(事務局)

再び放流してはならないと、検討させていただきます。

(委員)

これは実際はどういったサインというか、これを実際見る人はほぼほぼいないと思いますが、実際は、現場というか、どういう風に指示しているのでしょうか。

(事務局)

これに限らず委員会指示は、県の公報に載せるというのと、そもそも見ないかもしれないが、公報に掲載して、ホームページに掲載しています。コクチバスに関しては、それとは別途、啓発ということで、プラスチック看板をメインの駐車場や、釣り人が入りやすい場所に設置しています。看板には、外来生物法によりといったことが書いてあったと思います。

(会長)

もちろん、看板とか立てているわけですね。釣り人が見るところに。

(事務局)

はい、釣り人が目にすることろへは。

(会長)

そこに、放してはいけない、持ち出してはいけない、ということが書いてあれば、目に入るということですね。

(事務局)

コクチバスの扱いに対しては、全部、目に入るところにつけています。

(委員)

外来種の場合、罰金300万円とか、書いてあると、気をつけなきゃって思います。

(事務局)

実際、書いてあります。

(委員)

実際、釣り人たちにわかればいいので。

(会長)

それでは、以前、本栖湖でコクチバスを駆除するのに、ものすごくお金がかかりました。これ、県税で払っているので、広まつたら大変なことになるということで、ぜひおさえていただきたいと思うので、例年どおりお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、事務局は事務局案どおり指示発出をお願いします。

- 「琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示」については、事務局案のとおり指示を行うことが決定された。

#### 【報告事項】

○漁場計画素案について

○漁業協同組合における令和4年度の増殖実績について

○オオクチバス漁業に係る令和4年度の増殖実績について

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

増殖実績については、現状どおりということで、あまり御意見ないと思うが、問題は漁場計画素案のほうで、今後のこととなります、オオクチバスを減らしていくこうというのは、山中湖漁協、河口湖漁協、西湖漁協、みんな考えているわけで、漁場計画を作成するときには、どのくらい減らすのか、具体的な数字を出していかなければいけないと思います。なんとなしにやるのはだめなので、やっぱりそこら辺をしっかり書かなければいけないので、そこら辺は、事務局と漁協さんで密に話していただきたいと思います。

今まででは、とにかく問題なのは、ブラックバスで生計を立てている人がいるということですよね。だから禁止するわけにはいかないので、そこが難しいところ、夏場なんか

はオオクチバスに変わる魚種がいないということで、どの漁協さんもそれに変わるものを探すと書いてありますが、これまでずっと探してきて、いないので、今後見つかる可能性はほぼゼロ、ほとんどないです。外来魚を入れるわけにいかないですし。だから、もっと方向を変えないといけないのではないかと思います。ただ、実際に、オオクチバスの収入が35%というのがありますが、生計を立てている人がどのくらいいるのか、オオクチバスをやめてしまったら、その人たちが暮らしていくにはどうすればよいのか、これは委員会の範囲を超えててしまうと思うが、そういうことを考えないと、また同じことの繰り返しになるような気がするので。例えば、漁協さんは減らすと思っているのに、ボート業者さんは減らしたくないと、矛盾した今のようなことが起こってしまうと、絶対にならない。そこら辺、どのくらいオオクチバスに頼っているのか、という調べを何年までにやるとか、ただやりますだけじゃなくて、何年までに調べて結論を出しますとか、数字を出さないと、なかなか今、オオクチバスだけでなく、社会で特定外来生物に対して厳しくなっているので難しいのではないかと思いますので。数字を出すことを目指して、事務局にいろいろ調整してやっていただきたいと思います。

私が感じているのはそこら辺で、オオクチバスに頼っている方が、今後どうしたらいののか、具体的に放流量は、西湖は産卵床だけですけど、放流はやめてくださっている、産卵床がなくなれば自動的になくなるのかと思いますが。具体的な数字を出しながら漁協と調整していただいて、漁場計画のほうは行きたいと思います。増殖計画のほうは、現状で計画が立てられている、これ以上やれと言われても漁協さんが、困っちゃうと思います。その辺はいかがでしょうか。

(委員)

目標に対する増殖実績一覧表について、いつも疑問に思うが、道志村のアユ0%、これは県産のあゆを仕入れないと0%になるのでしょうか。

(事務局)

そこは、ゼロになります。

(委員)

それは変えないとおかしいと思います。括弧して他へ書くとか。

(会長)

備考欄にでも、書いてもらえないでしょうか。

(事務局)

内部資料とはいえ、増殖を行っているのは事実なので、そういう努力はわかるようにしていきたいと思います。

(会長)

備考欄に書いてもらったほうがよいと思います。検討してください。

このチェックシートは魚種ごとですか。オオクチバスのことは何もないですが。

(事務局)

魚種ごとではなく、漁協全体としてのチェックシートです。

(会長)

オオクチバスは認められているところは少ないから、一般的なことしか書いてないで

すが、このチェックシートでいうとオオクチバスは何もしていなくてもOKになってしまうような気がします。

(事務局)

12のその他を各県の実情に合わせるのだと思います。このシートは、海の漁業権に合わせていて、山梨県にまったく関係のないようなことがあるので、オオクチバスに関しては、10年前の付帯条件を遵守していること、といったことを入れていくことになると思います。

(会長)

現状のほうは、備考欄にでも実際に活動していることを書いていただくこととして、現状はいいですけど、次の計画はすごく大事なので、事務局はお忙しいと思いますが、私は数字がないとだめだと思いますのでぜひ話し合ってほしいと思います。他にございますでしょうか。

(委員)

10年前に関わった人とか10年前のことを知っている人からどうですかと聞かれて、10年間頑張ってきました、代替がみつかりませんでした、ではなく。漁協さんの苦労もわかるし、地域で生活している人がいるならその人の状況、先ほど会長がおっしゃったし、そういうふうに具体的に外来種だけでみるとだめって世の中ではあると思うけれど、地域で暮らしている人がいて、地域でないと地域がなくなってしまう。こんな人口が減っていく中で消失してしまうとかそういう問題にもつながってしまうので、人による背景とかどれくらいの人が関わっているのかとかどうやったらこれを解決していくのか、外来種の規制っていうのを私たち地域が立ち行かなくなるとか、全体的な背景がすべてわかった上で私たちはこういう判断をしましたってしないと、外からだけだと本当にこれだけで10年頑張ってきて、さらに10年頑張りますってそれだけですかっていうふうになってしまって、もう少し声も聞きたいし、どういうふうなことをしたらしいのか、外来種の中ではどういうことを、5年後、10年後にしたらしいのか具体的に案が出れば納得もできる。合意形成がちゃんとできると思うので、データが欲しいしデータに基づいて判断がしたい、感情的なことでなくて、データに基づいて5年後10年後を考えていきたい。

(会長)

ありがとうございました。今、オオクチバスに頼っている人も他で生計が立てられれば、別にオオクチバスでなくても良いと思いますが、それは、この委員会の範囲を越えてしまい、もっと複雑なことになってしまいます。社会では、あまりこういうものは認めないようになっているので努力していくしかないのをどうぞよろしくお願ひします。

## 5. その他

### ○ブラウントラウトに関する情報提供（委員）

(委員)

笛吹川本流の笛吹川温泉という温泉がありまして、それから上流のはやぶさ橋という

140号線にかかっている橋があり、その間でブラウンが釣れたというのは間違いないようです。8月から9月の間に何日何日っていうところまでは確認できないけれども、次に、もしかしたら写真を撮って周りの場所も写真撮っておきますということです。以上です。

(会長)

いろいろ情報をいただいているのですが、これはどうしたらしいですか。

(オブザーバー)

今、委員がおっしゃったように、実際釣れて、それを我々のほうで確認をさせていただきたいと思います。百歩譲って、写真でもいいので、これが釣れたというものを御提供いただきますと確認から始まって、もしそれがブラウンであることを確認できたうえでブラウンの駆除というところを考えていきたいと思います。当然、調査もしながら、実際どれくらいいるものなのかを含めて駆除も、今後進めていくことになると思います。まずは、現物なり写真なりを御提供いただけるように御協力をお願いしていただければと思います。

(委員)

写真だけではどこで釣れたかわからないので、周りの景色も撮っていただくのが一番確実性が良いかと思っています。

(委員)

それをセンターで調査することはできないのでしょうか。

(会長)

まず証拠がほしいですよね。

(オブザーバー)

釣れたという情報だけだと、なかなかその先に進むのは難しいのも事実です。どの辺に生息しているのかということから始まって、効率的に調査及び駆除を行っていきたいと考えます。

レイクトラウトというのが確認されて、調査及び駆除等を行っているところですが、あれも、実際に漁協さんから持ち込んでいただいて、最終的にレイクトラウトであることを確認し、どこで釣れたかというのを含めて調査しています。

(会長)

なかなかいろいろなことには手を出せない一方で、ちょっと見てきてというお願いもあり、うまく合致して早く対応できれば良いと思います。

(オブザーバー)

ぜひよろしくお願ひします。

## ○漁場計画について（事務局）

(事務局)

次の委員会は、年度が変わって7月くらいに予定しているのですが、その時には、今日示した素案に対して、今後、意見修正を加えていって、次の委員会では案という形で

お示しすることになります。それまでの間に、オオクチバスの数字で見える化していくこと、ロードマップ等オオクチバスについての考え方を整理しなければいけないと考えていますが、それまでの間に委員の皆さんに意見をいただく場を設けられないので、適宜、お考えがあれば、雑なやりとりで申し訳ないですが、事務局まで御意見をいただければ、それを含めて検討し、案に反映させていきたいと思うので、お願いします。

(会長)

メールや郵送等で、御意見をお願いします。

## 6. 閉会

事務局次長が委員会閉会を宣言して、令和4年度第4回山梨県内水面漁場管理委員会は閉会した。次回の委員会開催は令和5年7月を予定している。